

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 役員報酬規程の改正について

1 役員報酬基準検証の必要性

○役員報酬について

法人における役員報酬は、東京都指定職給料表(平成21年1月1日適用)から算出した年収額をベースに設計されている。

○役員報酬改正の考え方

地方独立行政法人法第48条第3項において、「報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、…(中略)…を考慮して定めなければならない。」とある。人事院及び都人事委員会勧告において、給与のマイナス勧告を行っており、法人においても役員報酬の見直しが必要となった。(同法第56条により準用)

2 報酬改定案(平成22年4月1日適用)

法人役員報酬(現行)

(単位:円)

号給	年俸額
1号	13,500,000
2号	14,500,000
3号	15,500,000
4号	16,500,000
5号	18,000,000
6号	19,500,000
7号	21,000,000
8号	22,500,000

都指定職給料表(平成21年1月1日適用)

(単位:円)

号給	年収額	月額
1号	14,573,247	741,000
2号	15,694,266	798,000
3号	16,874,286	858,000
4号	18,447,646	938,000
5号	19,903,004	1,012,000
6号	21,338,695	1,085,000
7号	22,853,054	1,162,000

※ 年額換算は、以下の計算方法による。

- ① (給与月額+地域手当(16%))×12月
- ② 期末手当3.5月(職務段階加算20%、管理職加算25%)

法人役員報酬(改定案)

(単位:円)

号給	年俸額
1号	13,000,000
2号	14,000,000
3号	15,000,000
4号	16,000,000
5号	17,500,000
6号	19,000,000
7号	20,500,000
8号	22,000,000

都指定職給料表(平成22年1月1日適用)

(単位:円)

号給	年収額	月額
1号	14,091,073	732,000
2号	15,188,328	789,000
3号	16,304,834	847,000
4号	17,844,843	927,000
5号	19,230,849	999,000
6号	20,636,107	1,072,000
7号	22,099,114	1,148,000

※ 年額換算は、以下の計算方法による。

- ① (給与月額+地域手当(17%))×12月
- ② 期末手当3.15月(職務段階加算20%、管理職加算25%)

3 関係法令抜粋(参考)

◆地方独立行政法人法(平成15年7月16日 法律第118号)抜粋

(役員報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第56条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人員費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。